

居宅介護費料金表

障害者自立支援法 居宅介護

平成30年4月～

サービス類型	30分未満		30分以上 1時間未満		1時間以上 1時間30分未満		1時間30分以上 2時間未満	市町村が特に必要と 認めた場合30分ごと に	加 算
身体介護	2,480円		3,920円		5,700円		6,510円	810円	特別地域加算 所定単位数の15%加算
通院等のための乗車 又は降車の介助	片道につき 970円								紋別市は厚生労働省の定める中山間地 域等となっております。
通院 介助	身体介護を伴う		3,920円		5,700円		6,510円	810円	処遇改善加算 単位数合計の30.3%
	身体介護を伴わない	1,020円		1,910円		2,670円		3,350円	初回加算
	30分未満	30分以上 45分未満	45分以上 1時間未満	1時間以上 1時間15分未満	1時間15分以上 1時間30分未満	1時間30分以上 1時間45分未満	1時間45分以上 2時間未満	市町村が特に必要と 認めた場合15分ごと に	2,000円/月 (利用開始の月に1回まで)
家事援助	1,020円	1,480円	1,910円	2,310円	2,670円	3,010円	3,350円	340円	緊急時対応加算
時間帯による加算	・夜間（午後6時～午後10時）、早朝（午前6時～午前8時） ・深夜（午後10時～午前6時）							～25/100を加算 ～50/100を加算	1回につき1,000円 (月2回まで)

※利用者負担額は、上記金額の一割負担となります（利用額負担上限額あり）。

※2人の訪問介護員が共同でサービス提供を行う必要がある場合は、利用者さまの同意の上で通常利用料金の2倍の料金となります。

紋別市障害者等移動支援事業

サービス類型	30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 1時間30分未満	1時間30分以上 2時間未満	2時間以上 2時間30分未満	2時間30分以上 3時間未満	市町村が特に必要と 認めた場合30分ごと に
身体介護を伴う	1,200円	2,250円	3,370円	4,420円	5,470円	6,520円	700円
身体介護を伴わない	800円	1,500円	2,250円	2,950円	3,650円	4,350円	700円
時間帯による加算	・夜間（午後6時～午後10時）、早朝（午前6時～午前8時） ・深夜（午後10時～午前6時）						～25/100を加算 ～50/100を加算

2. 居宅介護給付の対象とならないサービス利用料

※ 支給限度額を超える居宅介護サービスを利用された場合の利用料は、全額自己負担となり、その際の居宅介護サービス利用料は自立支援法に準ずるものとします。

◎ 居宅介護・移動支援に要した交通費は、その実費を頂くこととなります。なお、自動車を使用した場合の交通費は、以下の通りとなります。

・市内	(片道)	200円
・渚滑町・元紋別地区	(片道)	600円
・小向地区	(片道)	700円
・上渚滑町・宇津々・沼の上地区	(片道)	1,000円
・滝上町・興部町	(片道)	2,000円
・遠軽町	(片道)	4,000円